

市民委員を募集します

あなたも市政に
参加しませんか

皆さんの経験・知識を市政に生かしてみませんか。なお、市は第5次男女平等参画推進計画に基づき、女性の積極的な参画を求めています。

環境審議会

環境基本計画に関することや、環境の保全などに関する基本的事項を調査・審議します。

▼対象 7月31日現在、20歳以上で、市内に引き続き3か月以上在住し、平日昼間の会議に出席できる方(市職員、市議会議員を除く) ▼募集人数 6人(選考) ▼任期 委任の日から2年間 ▼謝礼 市の規定による

8月1日(木)から
各種証明書を発行する
郵便局が増えます

市は、市の窓口のほか、立川栄・立川柏町の2つの郵便局でも住民票の写しや戸籍などの証明書を発行しています。

8月1日(木)からは、新たに立川大山・砂川・立川幸四・立川西砂の4か所でも取り扱いを開始し、合計6か所の郵便局で証明書を発行します。

●取扱郵便局 ▼立川栄郵便局(栄町2-45-6) ▼立川柏町郵便局(柏町4-51-1) ▼立川大山郵便局(上砂町3-11)

学校給食
運営審議会

より良い学校給食のあり方について審議します。

①任意の用紙(原稿用紙など)から申込書(環境対策課(市役所2階)で配布するほか、市ホームページからダウンロードも可)に、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業と「立川市がこれから取り組むべき環境課題とは」の意見(700字〜900字)を書いて、7月31日(必着)までに郵送、ファクス、Eメールまたは直接、環境対策課・内線2243 FAX(524) 2603 @kankyoutaisaku@city.tachikawa.jp、chikawal.jp

▼対象 8月9日現在、市内在住の20歳以上で、平日昼間の会議に出席できる方(市の審議会委員等と市職員、市議会議員を除く) ▼募集人数 2人(選考) ▼任期 10月〜平成27年10月(予定) ▼謝礼 市の規定による

①任意の用紙(原稿用紙など)に住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、職業と「学校給食と食育について」の意見(1千200字以内)を書いて、8月9日(消印有効)までに、郵送、ファクス、Eメールで学校給食共同調理場(〒190-0055 泉町1-15-6) FAX(529) 3516 @gakkokuyushoku@city.tachikawa.jp

17) ▼砂川郵便局(砂川町1-52-13) ▼立川幸四郵便局(幸町4-56-9) ▼立川西砂郵便局(西砂町5-26-1) ●取扱時間 月曜〜金曜日の午前9時〜午後4時(祝日、休日と12月29日、1月3日を除く) ●取り扱う証明書 ①戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本) ②戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本) ③除籍謄本・抄本 ④改製原戸籍謄本・抄本 ⑤戸籍の附票の写し ⑥住民票の写し ⑦課税(非

課税) 証明書 ⑧印鑑登録証明書 ●請求できる方 ①〜⑤ ⑥ 本人および同一戸籍の方 ⑦ 本人および同一世帯の方 ⑧ 本人のみ※委任状持参の方や手数料免除(無料)の証明、請求者が持ち込んだ書式での証明の取り扱いはありません。 ●交付手数料 ①② 450円 ③④ 750円 ⑤⑧ 200円 (市の窓口と同額です) ●申請に必要なもの 請求には運転免許証やパスポートなどの本人確認書類が必要です。また、印鑑登録証明書の請求には、印鑑登録証が印鑑登録をしている立川市民カードが必要です。 ●市民課管理係・内線136

節電にご協力を

市は、「立川市夏の節電対策2013」を策定し、節電に取り組んでいます。今夏も、市民の方の健康などに配慮しながら、これまでの節電経験や昔ながらの知恵なども生かした、生活習慣としての節電を全市民的に展開していきます。

●家庭でできる夏の節電対策 家庭で無理なく取り組むことができる夏の節電メニューや、夏を涼やかに過ごすための昔ながらの知恵や取り組みの紹介を、

技能功労者の推薦を

皆さんの周りの、優れた技能を持つて働いている方を「技能功労褒賞候補者」としてご推薦ください。

推薦された方の中から褒賞対象者を選考し、12月2日の式典で表彰します。 ●推薦対象となる方 今年の10月31日現在65歳以上で、次の

市ホームページなどで発信していきます。また、皆で集まって冷房をするとエコになる「クールシェア」が注目されています。ご家庭で取り組んでみてください。また、市公共施設も身近な「涼みの場」としてご活用ください。 熱中症などに十分注意の上、できる範囲での節電をお願いします。 ●環境対策課・内線2244

いずれかの条件を満たす方 ①同一職種に30年以上従事し、かつ市内に5年以上居住している ②市内で15年以上同一職種に従事している ③推薦は7月26日までに電話で産業振興課商工振興係・内線2644へ

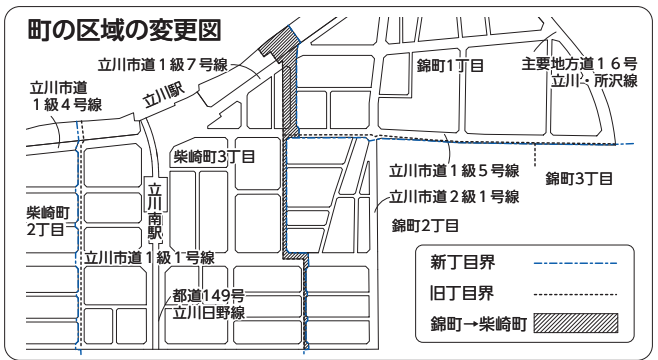
町の区域の変更を告示

市は、立川都市計画立川駅南口土地区画整理事業の進展に伴い、柴崎町3丁目と2丁目、錦町1丁目および2丁目の境を変更する旨の告示を、5月27日付で行いました。

変更される区域は下地図の通りです。この地域はすでに現況に合わせて住居表示を行っていますので、お住まいの方の住所が変わることはありません。

今回の変更は土地区画整理法の規定により換地処分公告(平成26年度中を予定)の翌日から施行されます。

●区画整理課換地処分係・2314



市営住宅入居者を募集

7月17日〜24日 募集のしおり配布

募集戸数は 一般世帯向 11戸 車いす単身者向 2戸 (いずれも抽選) です。

●申込資格 次の要件をすべて満たす方 ①申込者本人が立川市内に引き続き1年以上居住する成年者(一般世帯向は20歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票の写しで証明できる ②申込者(世帯)の所得の合計が基準内である ③住宅に困っている ④申込者および同居親族が暴力団員でない

これに加え、住宅ごとの要件

●建築審査会 直接会場へ 7月16日(火)午後4時から場子ども未来センター102会議室 10人(先着順) ●建築指導課庶務係・内線2331

●農業委員会総会 直接会場へ 7月24日(水)午後3時から市役所208・209会議室 10人(先着順) ●農業委員会事務局・内線2654

●公共施設あり方検討委員会 直接会場へ 7月26日(金)午後

を満たすことも必要です。くわしくは募集のしおりでご確認を。 ●募集のしおりと申込用紙を、7月17日(水)〜24日(水)に市役所(総合案内(1階)と住宅課(2階)、窓口サービスセンター(女性総合センター1階)、東部・西部・富士見・錦連絡所で配布します。申込用紙に必要事項を書いて、添付の封筒を使って郵送で7月26日(消印有効)までに住宅課へ

●文化財保護審議会 直接会場へ 7月26日(金)午後6時から歴史民俗資料館 6人(先着順) ●生涯学習推進センター文化財係 525 0860 ●契約・倫理制度改革評価委員会 直接会場へ 7月29日(月)午後6時30分から市役所208会議室 10人(先着順) ●品質管理課・内線2449

今月の納期

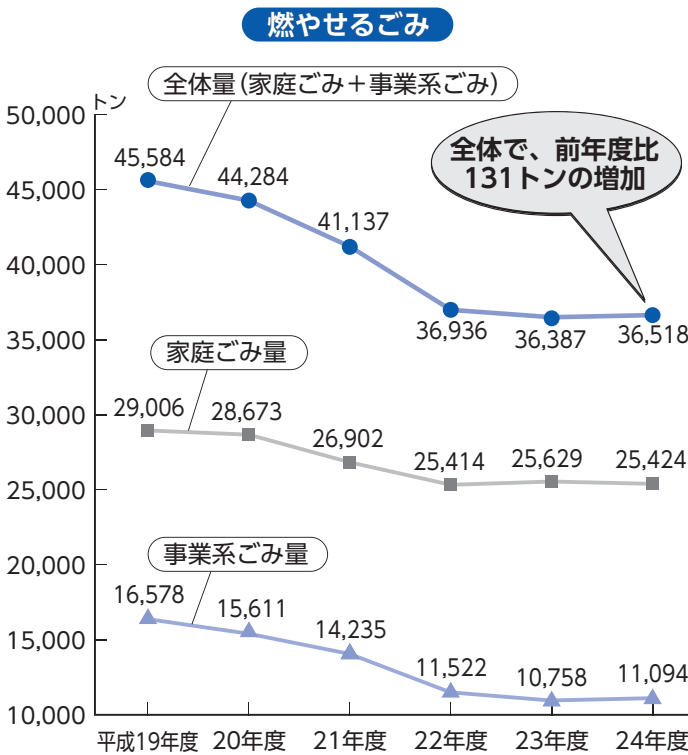
固定資産税・都市計画税第2期分 国民健康保険料第1期分 後期高齢者医療保険料第1期分 介護保険料第1期分

納期限... 7/31(水)

●納付方法 納付書を持って 市指定金融機関(午前9時〜午後3時) 郵便局(午前9時〜午後4時) 市役所、各連絡所(いずれも午前8時30分〜午後5時) 窓口サービスセンター(女性総合センター1階。月曜〜金曜日の午前8時30分〜午後8時と土曜・日曜日の午前8時30分〜午後5時。祝日は休業)の各窓口と 市税と国民健康保険料納付書裏面に記載のコンビニエンスストアへ(バーコードがある納付書で納期限までに納めてください。後期高齢者医療保険料と介護保険料はお取り扱いできません) 市税と国民健康保険料は携帯電話(モバイルレジ)で納付できます。くわしくは市ホームページをご覧ください 国市税=納税課庶務係・内線1240、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料=保険年金課収納係・内線1411、介護保険料=介護保険課介護保険係・内線1446

平成24年度 「燃やせるごみ」実績値を お知らせします

市は、平成21年度から「燃やせるごみ5年で50%減量(平成19年度実績比)」を目標に掲げ、ごみ減量に取り組んでいます。しかし、残念ながら平成24年度の燃やせるごみ量は平成23年度比で約130トンの増加となりました。また、目標設定から4年経過しましたが、平成19年度比で約20%(約9千ト)の減量という厳しい結果になっています。さらに、燃やせるごみの減量



につながる紙・布資源の搬入は、前年度比で約50トンの減少。せん定枝の搬入は、前年度比で約70トンの減少という結果になりました。このように、燃やせるごみの減量効果は、停滞傾向にあります。市は50%減量に向け、引き続きごみ減量の取り組みを進めていきますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

図ごみ対策課 ☎(531) 5518

リサイクルポストを正しくご利用ください

リサイクルポストは家庭から出たビンと缶を入れる専用容器です。

ビンと缶以外の物はいれなくてください。ルール違反のごみは、回収できないため、悪臭やさらなる不法投棄の原因となっています。

ビンと缶以外の資源やごみは、分別して指定の曜日に集積所へ出してください。

また、リサイクルポストをご利用の際は、袋などから出して、

いつもと違うな、と気づいたのかな

心配なご近所さんに気付いたら立川市見守りホットライン☎042(506)0024へご連絡を

事業系ごみは自己処理をお願いします

静かにビンや缶を入れてください。特に夜間や早朝は近隣の方への配慮をお願いします。

図ごみ対策課 ☎(531) 5517

商店や事務所などの事業所から排出されるごみは、「事業系ごみ」になります。事業系ごみは事業者自らの責任において適正に処理することが法律および条例により義務付けられています。

事業系ごみは、事業者自らが市の処理施設に搬入するか、市

の処理施設に搬入するか、市

が許可した処理業者と契約して処理してください。

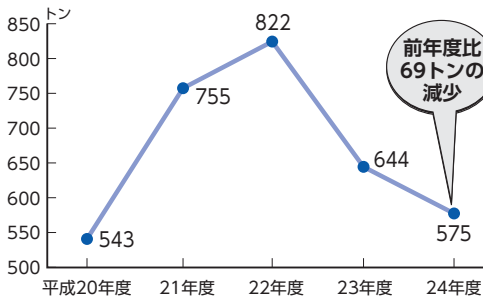
契約には、事業者が処理業者と任意に契約する方法と、統一規格の専用指定袋を購入して処理業者に依頼する方法があります。

なお、事業系ごみは、少量や資源物のみであっても家庭ごみの集積所に出すことはできません。各事業所で適正に処理するようにお願いします。

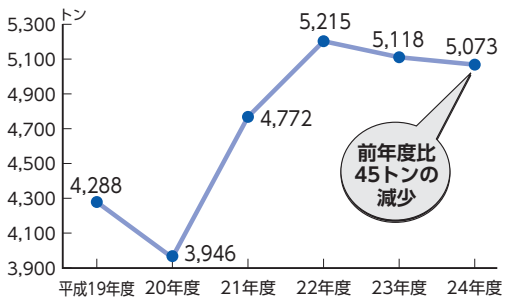
くわしくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

図ごみ減量推進課・内線6756

せん定枝



紙・布資源



夏休みを元気に 有意義に過ごそう

もうすぐ楽しい夏休み。市内小・中学校は7月21日から夏休みになります。皆さんにとって、日ごろできないことにチャレンジする絶好の期間です。地域の行事などに積極的に参加し、友達や地域との交流を深めるとともに、事故に十分注意して、安全で有意義な夏休みを過ごしましょう。

家庭や地域で協力し 健全な夏休みを

夏休みは、学校と違う環境の中でいろいろなことを学ぶよい期間です。その反面、自由な時間が多く、事故や問題行動

が多いため、事故や問題行動

家庭ごみ戸別収集・有料化

減免申請の

臨時窓口を開設します

市は、11月1日からの家庭ごみ戸別収集・有料化実施にあたり、一定の条件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免を行います。減免には申請が必要で、必要な手続きの申請会場として、臨時窓口を次の通り開設します。

- 対象世帯 下表のいずれかに該当する世帯
- 開設期間 8月1日(木)～9日(金)(土曜・日曜日を除く)、午前9時～午後4時
- 会場 市役所1階多目的プラザ
- 申請方法 臨時窓口で配布する申請書(市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を書き、その場で提出してください。
- 引換券を後日郵送します 申請時には指定収集袋の交付は行いません。申請書を審査の上、要件に該当する世帯には後日、項を書いて、その場で提出してください。

- 減免対象世帯
- 生活保護法による生活保護を受けている世帯
- 中国残留邦人等支援法の支給を受けている世帯
- 児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯
- 老齢福祉年金受給世帯
- 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- 愛の手帳1度・2度をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- 精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- 要介護4・要介護5の認定を受けている方のある世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- 市長が特別な理由があると認めた世帯

減免対象世帯	
生活保護法による生活保護を受けている世帯	
中国残留邦人等支援法の支給を受けている世帯	
児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯	
老齢福祉年金受給世帯	
身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯	
愛の手帳1度・2度をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯	
精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯	
要介護4・要介護5の認定を受けている方のある世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯	
市長が特別な理由があると認めた世帯	

※複数の要件を満たしていても、重複しての交付は行いません。

決定通知兼引換券を郵送します。市公共施設などに交付の臨時窓口を開設しますので、指定収集袋と交換してください。要件に該当しなかった世帯には、承認の通知を郵送します。

なお、臨時窓口終了後も申請を受け付けます。くわしくは今後の「広報たちかわ」などでお知らせします。

図ごみ減量推進課・内線6755 ☎(531) 5800

omigenryou@city.tachikawa.lg.jp

けましよう▼外出のときは、家族に行き先と帰宅時間を必ず知らせましよう▼人けのないところや危険な場所を遊ぶのはやめましよう▼インターネットや携帯電話の有害サイトは見ない、開かない、答えないようにしましよう▼知らない人に連れて行かれそうになったときは、防犯ブザーを鳴らし、「子ども110番」のステッカー(左写真)が張ってあるお店や家に助けを求めましよう

市は、市内在住・在勤の方で構成する市内の防犯活動を行う5人以上のグループに、2週間を限度に「防犯パトロール用品」を貸し出しています。夏休み中のパトロールにご活用ください。貸し出す用品は腕章、ベスト、誘導灯、拡声器、懐中電灯、防犯ブザーです。くわしくはお問い合わせください。

図生活安全課生活安全係 ☎(528) 4376

なお、夏休み中も、何か心配事があれば学校や教育相談室 ☎

「子ども110番」の目印(A4判・黄色)

立川市青少年問題協議会事務局 ☎(527) 6171

図市青少年問題協議会事務局 ☎(527) 6171